

クーリング・オフってなに？

法律で決められた取引について、契約書面受領後一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

ハガキで
通知しましょう！



クーリング・オフってどうするの？



郵便はがき

□□□□□□

契約者住所
氏名

（会社名）

代表者様

県
市
町
番地

□□□□□□

契約解除通知書

- ・ 契約年月日 _____
(契約書面を受領した日)
- ・ 商品名 _____
- ・ 契約金額 _____ 円
- ・ 販売会社名(※1) _____
担当 _____ 様

上記契約を解除します。

支払った代金 _____ 円を返金し、
商品を引き取ってください。(※2)

訪問購入の場合は以下に変更

※1 「販売会社名」→「買取会社名」

※2 「受け取った代金は返金します。

引渡し済みの物品を返還してください。」

____年__月__日 (ハガキを出す日)

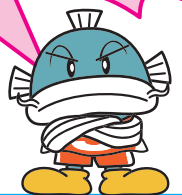
- ハガキの両面をコピーし、
8日もしくは20日以内に、
特定記録郵便または簡易書留で郵送
- 郵便局が発行する受領証とハガキのコピーを5年間保管
- クレジット利用の場合、クレジット会社にも同時に通知
- 書面の作成は、契約者ご自分の意思に基づいて行ってください。
※令和4年6月1日より電磁的記録によるクーリング・オフも可能となっています。

クーリング・オフするとどうなるの？

- 通知した時点で契約は解除されます。
- 支払った代金は全額返金されます。
- 受け取った商品は返品できます。(引取り費用は事業者負担)
- サービスが既に提供されていても代金を支払う必要はありません。
- 建物などの工事が着手されていても、事業者負担で元に戻してもらえます。



「クーリング・オフできません」
「違約金が発生します」
などと言われたら
クーリング・オフ妨害です。
この場合、期日を過ぎても、
クーリング・オフできます。



困ったときには ^{いやや} ☎ 188 に連絡！

お近くの相談窓口につながります。

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

TEL.0749-23-0999

相談時間：月曜日～土曜日 午前9時15分～午後4時（祝日・年末年始を除く）

FAX.0749-23-9030

滋賀県金融広報委員会の協力を得て作成しております。詳しくは

知るぽると

で検索

特定商取引法によるクーリング・オフ

取引の種類	期間	対象	備考																					
訪問販売	法定の契約書面を受領した日を含む 8日間	すべての商品・役務 特定権利 <適用除外> ・3千円未満の現金取引 ・自動車 ・葬儀 ・政令指定商品 (健康食品・化粧品など) で使用した分	街頭で呼び止められたり、電話で呼び出されて、店舗に連れて行かれた場合も該当																					
電話勧誘販売			メール・ファックス・ビラなどを配布され、電話をかけたせられた場合も該当																					
訪問購入 (事業者が自宅等へ訪問して物品の購入を行う取引)	法定の契約書面を受領した日を含む 8日間	<適用除外品> ・自動車(2輪のものを除く) ・家具 ・家電(携行が容易なものを除く) ・本、CD・DVD、ゲームソフト類 ・有価証券(商品券・乗車券等)	・クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことが可能 ・飛び込みの勧誘(不招請勧誘)は禁止																					
特定継続的役務提供	法定の契約書面を受領した日を含む 8日間 ★店舗契約も該当 ★関連商品も解約可能	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定役務</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> <th>中途解約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エステティック</td> <td rowspan="2">1 か月超</td> <td rowspan="4">5 万円超</td> <td rowspan="4"> ・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば中途解約できます。 ・中途解約料は上限額が定められています。 </td> </tr> <tr> <td>美容医療(注)</td> </tr> <tr> <td>語学教室</td> <td rowspan="3">2 か月超</td> </tr> <tr> <td>学習塾</td> </tr> <tr> <td>家庭教師</td> </tr> <tr> <td>パソコン教室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>結婚相手紹介サービス</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	指定役務	契約期間	契約金額	中途解約	エステティック	1 か月超	5 万円超	・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば 中途解約 できます。 ・中途解約料は 上限額 が定められています。	美容医療(注)	語学教室	2 か月超	学習塾	家庭教師	パソコン教室				結婚相手紹介サービス				
指定役務	契約期間	契約金額	中途解約																					
エステティック	1 か月超	5 万円超	・クーリング・オフ期間後でも法律で定められた解約料を支払えば 中途解約 できます。 ・中途解約料は 上限額 が定められています。																					
美容医療(注)																								
語学教室	2 か月超																							
学習塾																								
家庭教師																								
パソコン教室																								
結婚相手紹介サービス																								
マルチ商法 (連鎖販売取引) ネットワークビジネス と称する場合もある	法定の契約書面又は商品を受領した日を含む 20日間	すべての商品・役務・権利	販売組織と契約した人が友人・知人に「利益が得られる」と次々に勧誘して会員を増やし、物品等を販売していくシステム																					
内職・モニター商法 (業務提供誘引販売)	法定の契約書面を受領した日を含む 20日間		仕事の提供を約束され、仕事に必要な物品等を買わされたり、登録料などを支払わされる商法																					
通信販売 (インターネット通販を含む)	クーリング・オフ制度はありません。	・広告に明記されている 返品特約 (例「返品10日以内」、「返品不可」等)が優先されます。 ・ 返品特約の表示がない場合は 、商品が届いた日から8日以内であれば返送料は購入者負担で返品できます。																						
送りつけ商法 (ネガティブ・オプション)	注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法 送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。 ※身に覚えのない商品が届き、不安な場合は消費生活センターへご相談ください。																							

(注) 脱毛、にきび・しみなどの除去、しわ・たるみの軽減、脂肪の溶解、歯の漂白

※その他の法律にもクーリング・オフ制度が定められています。(保険・宅地建物・有料老人ホームなど)

クーリング・オフ期間が過ぎても解決できる場合があります。
あきらめずにご相談ください!

